

## パブリックコメント (意見募集)

市が、政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民の皆様にご公表し、これに対し提出された意見・情報を十分考慮して最終的な意思決定をするため、下記のとおりご意見を募集します。



No	素案名	概要	閲覧期間	問合せ先
①	栃木市子ども計画	すべての子ども・若者が幸せな生活ができる社会の実現に向けて、本市の子ども施策を推進するため「栃木市子ども計画」の素案をとりまとめました。	1月27日(月)～2月26日(水)	子育て総務課 ☎(21) 2165 FAX (21) 2681 ✉ kodomo@city.tochigi.lg.jp
②	栃木市読書活動推進計画	これまでの子どもの読書活動推進施策に加え、大人も含めた市民全体の読書活動を推進するために「栃木市読書活動推進計画」の案をとりまとめました。	1月15日(水)～2月13日(木)	生涯学習課 ☎(21) 2492 FAX (21) 2690 ✉ tosyo-soumu@city.tochigi.lg.jp
③	第2期栃木市成年後見制度利用促進計画	権利が守られ自分らしい暮らしができるまちづくりを実現するため、令和7年度からの成年後見制度利用促進計画の素案をとりまとめました。	2月5日(水)～3月6日(木)	地域包括ケア推進課 ☎(21) 2247 FAX (21) 2670 ✉ houkatsu@city.tochigi.lg.jp
④	栃木市水道ビジョン【改訂版】・栃木市下水道経営戦略【改訂版】	将来に渡り安定したサービスを提供していくため栃木市水道ビジョン【改訂版】と栃木市下水道経営戦略【改訂版】の案をとりまとめました。	1月23日(木)～2月21日(金)	上下水道総務課 ☎(25) 2103 FAX (25) 2107 ✉ suidou@city.tochigi.lg.jp

※閲覧最終日が意見募集期限となります。

**対象** 市内在住、在勤、在学の方／市内に事業所等を有する個人、法人等／市税の納税義務者／本計画に利害関係を有する方  
**閲覧場所** 上表問合せのほか、市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ  
**提出方法** 閲覧場所にある意見書書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、担当課窓口へ直接または問合せ先へ郵送・FAX・メールで提出してください。  
**提出窓口** 上記問合せのほか、各地域づくり推進課窓口または大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口(平日8時30分～17時15分)

### お知らせ

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を行います

**訓練日時** 2月12日(水) 11時  
**放送内容** 「上りチャイム+」これはJアラートのテストです」×3+下りチャイム」  
**放送される機器** 屋外スピーカ―/防災ラジオ(自動起動し、FMからら857の緊急割り込み放送が流れます。)/ケーブルテレビ(L字放送のテロップが流れます)

☎(21)2551

国民健康保険の方へ「医療費のお知らせ」をお送りします

国民健康保険の被保険者の方の医療費についてご確認いただき、保険制度への理解を深めていただくために「医療費のお知らせ」(医療費通知)をお送りします。  
**送付予定日** 2月10日頃  
**対象** 国民健康保険の世帯主  
**対象の受診期間** 令和6年1月受診分から10月受診分まで(ただし通知作成時までに医療機関等から請求があった医療費に限る)



**ギャラリー ぜん株式会社**  
 〒328-0037 栃木県栃木市後町7-15(銀座通り)  
 TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217  
 OPEN:水～日/10:00～18:00 CLOSE:月・火  
 http://www.galleryzen.co.jp/

**買取** 日本画・洋画・掛軸・陶磁器・木竹工芸品・ガラス工芸品・骨董品・茶道具・古銭・切手その他 どうぞお気軽にご相談ください

**経営相談・税務相談・相続税申告**  
 小さな疑問、お気軽にご相談ください  
 (認定経営革新等支援機関)  
**篠木税務会計事務所**  
 税理士・行政書士 篠木 一夫  
 税理士 渡邊 敬  
 〒328-0075 栃木市南都町2-15-25オークライツ1F(栃木女子高テニスコート近隣)  
 TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618  
 E-Mail shinogi-kaikai@cc9.ne.jp

**通知の内容** 受診年月、受診者名、医療機関等名称、受診区分(入院、通院、歯科、調剤等)、日数等、医療費の額、窓口負担相当額等

**確定申告について** このお知らせは確定申告における医療費の明細書として活用できます。このお知らせに反映のない月分の医療費につきましては、お手持ちの医療費領収書に基づいて明細書を作成し申告書に添付してください。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、マイナンバー上でご自身の医療費情報を確認できます。令和6年分の確定申告に利用するための医療費情報(令和6年1月～12月分)は、原則2月9日以降に取得できます。

**国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です**

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引落とされるので金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくなるとも便利です。なお、まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。

**口座振替の種類**

①2年前納 2年分の保険料

②1年前納 1年分の保険料を4月末日に一括引落(毎月現金で納める場合より約16,000円の割引)

③6か月前納 6か月分の保険料を4月末日と10月末日に一括引落(毎月現金で納める場合より1年間約2,000円割引)

④当月末振替(早割) 毎月末日に当月分の保険料を引落(月々約60円割引)

⑤翌月末振替 毎月末日に前月分の保険料を引落(割引はありません)

**口座振替の申込み**

基礎年金番号のわかるもの、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を年金事務所または口座振替を行う口座のある金融機関に提出してください。申出書は、年金事務所、金融機関の窓口、日本年金機構のホームページにあります。書面による手続きのほか、マイナンバーカードを経由して「ねんきんネット」からも手続きができます。

※①2年前納②1年前納③6か

**自治基本条例について**

自治基本条例とは、市と市民が協力してまちづくりをするための条例です。たくさんの方が、月前納を希望される場合、年度の途中からでも口座振替による前納ができます。振替対象期間は初回振替日によって異なります。令和7年度の割引額は未定です。

☎(21)2134

**栃木市民憲章**

令和2年度に制定された「栃木市民憲章」は、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりをする上での心構えや、行動指針を示しています。この市民憲章を日々の生活の中で心に留めていただき、皆で栃木市をより豊かにしていきましょう。☎総務人事課 ☎(21)2342

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名産の地として、歴史と文化が息づくまちです。わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよき平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切に、美しい環境をつくりまします
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市